

報道関係 各位

令和7年5月26日

令和7年度 島根県乾椎茸品評会

JAしまねは6月13日（金）、JAしまね本店斐川事務所にて「令和7年度島根県乾椎茸品評会」を下記のとおり開催いたします。

原木栽培の椎茸は艶があり分厚い傘を持つことが特徴です。生産者が手間暇かけて生産した乾椎茸をぜひご取材ください。

記

1. 目的：島根乾椎茸の品質向上、規格統一ならびに生産意欲の高揚をはかり、椎茸生産者の経営発展に資する。また、消費者へのPRを行い島根県産原木栽培乾椎茸の消費拡大を図る。

2. 日時：令和7年6月13日（金） 展示 9：00～12：00
表彰式 10：00～11：00

3. 場所：JAしまね本店斐川事務所2階大会議室
島根県出雲市斐川町直江5030

4. 開催内容：別紙のとおり



写真：令和6年品評会（左：展示会場、中央：入賞者、右：入賞者の乾椎茸）

以上

この件に関するお問い合わせは、
JAしまね 米穀園芸部 園芸販売課
大谷、佐藤まで TEL0853-25-8694

令和7年度 島根県乾椎茸品評会（普通物）開催要領

令和7年5月1日
島根県椎茸生産者組合協議会

1. 目的

島根乾椎茸の品質向上、規格統一ならびに生産意欲の高揚をはかり、椎茸生産者の経営発展に資する。また、消費者へのPRを行い島根県産原木栽培乾椎茸の消費拡大を図る。

2. 主催

島根県椎茸生産者組合協議会、島根県農業協同組合

3. 後援

島根県、全国農業協同組合連合会

4. 協賛

日本椎茸農業協同組合連合会、一般財団法人日本きのこセンター、森産業株式会社

5. 開催期日

(1) 審査会

令和7年6月4日（水） 10:00～12:00 （展示準備）

(2) 品評会

令和7年6月12日（木） 12:00～17:00 （展示準備）

令和7年6月13日（金） 9:00～12:00 （展示）

10:00～11:00 （表彰式）

6. 開催場所

出品物展示会場：島根県出雲市斐川町直江 5030

島根県農業協同組合本店斐川事務所1階1・2会議室

褒賞式会場： 同上 2階大会議室

7. 品評会の出品者資格

県内の椎茸生産者または、協業体および生産者組合とする。ただし、出品者資格を有する者で、島根県椎茸生産者組合協議会に属さない出品者は参加費を負担する。参加費の詳細は別途役員会で協議する。

8. 品評会の出品点数、量目および規格

(1) 普通物 出品規格量目 （700g入）

(2) 規格 （島根県乾椎茸品評会審査基準による）

普通物 天白どんこ、茶花どんこ、どんこ、こうこ、こうしん

9. 出品申込期限

出品者は、別紙様式（1）により各地区本部事務局へ出品申込書を提出する。各地区本部事務局は、令和7年5月30日（金）必着で島根県農業協同組合園芸販売課へ出品申込を行う。

〒699-0631 出雲市斐川町直江 5030 番地
島根県農業協同組合 米穀園芸部園芸販売課
TEL0853-25-8694 FAX0853-25-8591

10. 出品物の搬入

- (1) 出品物の搬入経費は出品者の負担とする。
- (2) 出品物には、別紙様式（2）により出品票を添付する。
- (3) 搬入先 上記住所宛
- (4) 出品物は、令和7年5月30日（金）までに必着するよう送付する事とし、荷崩れのないよう配慮するとともに出品物であることを明確にする。

11. 陳 列

出品物の陳列は主催者に一任する。

12. 保 管

出品物の保管については、主催者において最善の注意を払うが、天災その他不可抗力による損害に対してはその責を負わない。

13. 審査委員会

審査委員長 島根県農林水産部林業課統括林業普及員
審査委員 島根県農林水産部林業課林業普及員、島根県中山間地域研究センター研究員、島根県東部農林振興センター林業普及員、島根県西部農林振興センター林業普及員、島根県椎茸生産者組合協議会

14. 審査及び褒賞

- (1) 審査は、別に定める審査要領により審査する。
- (2) 審査着手までに審査会場に搬入されていない出品物は、審査から除外される場合もある。
- (3) 審査の結果成績優秀なものに対して下記の賞を授与する。

区 分	普通物の部
優 秀 賞	6 点
優 良 賞	5 点
佳 良 賞	10 点
計	21 点

なお、優秀賞について、島根県知事賞、日椎連会長賞、全国農業協同組合連合会麦類農産部長賞、(一財)日本きのこセンター理事長賞、森産業(株)社長賞、島根県農業協同組合長賞を授与されるよう申請する。

- (4) 次の出品物に対して、審査委員会の決定により、特別賞(金賞)を授与することができる。
 - ①優秀賞と同等相当の出品物。
 - ②永年本品評会に参加し、連続上位入賞をはたした者の出品物。
 - ③審査委員長の認めた出品物。

15. 出品物の処理

- (1) 出品物は品評会終了後、所属地区本部又は組合の承諾を経て売却精算をする。ただし、全国乾椎茸品評会に出品する普通物は無償とし、記念品をもってこれにかえる。
- (2) 全国乾椎茸品評会に次のとおり出品する。
日椎連主催の全国品評会へ6点を選び出品する。

16. その他

その他上記に定めない事等については、協議会長と協議の上決定するものとする。